

日本学術振興会 特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引
令和7年度版（令和7年10月改定）における主な修正箇所の抜粋

項目	修正後	修正前
I-3.	特別研究員-CPD の身分 (1) 特別研究員-CPD は、その採用期間中、原則として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことができません。 ただし、以下の①～⑤に掲げる例等は、例外として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことを認めています。なお、本事業は、学位や単位の取得を目的としていないため、主要渡航（※「I-4. 特別研究員-CPD の義務」（3）参照）期間中に大学・大学院等に学生として入学することはできません。（「VI よくある質問」問 1-1 参照） ① 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと ② 特別研究員-CPD が日本国内の受入研究機関において、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に応募するための身分（応募資格）を持つこと （以下、「①日本国内の受入研究機関＝国内受入研究機関、②主要渡航先の受入研究機関＝国外受入研究機関、①及び②両方の受入研究機関＝国内外受入研究機関」という。 ※受入研究者の表記も同様とする。） ③ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと ④ 研究活動を継続するために必要な補填を目的とした渡航先機関等から支払われる資金の受給に伴い身分の取得が必要な場合 <u>⑤ 特別研究員-CPD の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること</u>	特別研究員-CPD の身分 (1) 特別研究員-CPD は、その採用期間中、原則として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことができません。 ただし、以下の①～④に掲げる例等は、例外として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことを認めています。なお、本事業は、学位や単位の取得を目的としていないため、主要渡航（※「I-4. 特別研究員-CPD の義務」（3）参照）期間中に大学・大学院等に学生として入学することはできません。（「VI よくある質問」問 1-1 参照） ① 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと ② 特別研究員-CPD が日本国内の受入研究機関において、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に応募するための身分（応募資格）を持つこと （以下、「①日本国内の受入研究機関＝国内受入研究機関、②主要渡航先の受入研究機関＝国外受入研究機関、①及び②両方の受入研究機関＝国内外受入研究機関」という。 ※受入研究者の表記も同様とする。） ③ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと ④ 研究活動を継続するために必要な補填を目的とした渡航先機関等から支払われる資金の受給に伴い身分の取得が必要な場合
III-12.	<u>起業について</u> <u>特別研究員-CPD の起業は、以下の①～③の全てに該当すると認められ、受入研究者が承諾する場合に限り可能です。</u>	<u>(新規)</u>

	<u>① 研究課題の遂行に支障が生じないこと</u> <u>② 自らが役員等となること</u> <u>③ 事業内容は特別研究員-CPD の研究課題に関連する内容であること</u> <u>(1) 特別研究員-CPD の義務等</u> <u>起業後も、特別研究員-CPD としての研究計画に基づく研究専念義務及び報告書の提出義務があるため、研究に支障が出ているとの疑念を持たれることがないようにしてください。また、起業後の活動は、日本学術振興会特別研究員-CPD であることを明示して行ってください。</u> <u>(2) 起業に当たっての手続</u> <u>起業する場合、起業（登記）の準備開始時に、受入研究機関を通じて、「起業届く様式 C5-9」を提出してください。また、採用期間中においては、起業した翌年度以降の 4 月 1 日～20 日、採用終了又は中途辞退する場合は、採用終了日又は中途辞退日からそれぞれ 20 日以内に、「事業実施状況報告書く様式 C5-10」を提出してください。</u> <u>※特別研究員-CPD 自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員-CPD の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。</u>	
Ⅲ-17. (Ⅲ-16.)	報酬の受給について (1) 報酬受給の可否 特別研究員-CPD は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。 ① 特別研究員-CPD の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※ ③ 国内受入研究機関での研究期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当すると認めていること。また、主要渡航期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当していると認めていることに加え、国外受入研究者に①～②を報告	報酬の受給について (1) 報酬受給の可否 特別研究員-CPD は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。 ① 特別研究員-CPD の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※ ③ 国内受入研究機関での研究期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当すると認めていること。また、主要渡航期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当していると認めていることに加え、国外受入研究者に①～②を報告

	していること。 ※②における常勤職に準ずる職とは 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、本会では、週当たりの労働時間が 20 時間以上になる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職と取り扱います。 ※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はありません。 <u>※ 「Ⅲ-1 2. 起業について」に該当し、報酬を受給する場合については、上記「※②における常勤職に準ずる職とは」に示す労働時間に含まないものとして取り扱います。</u> ※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書＜様式 C5-3＞」の提出は不要です。（Ⅲ-16. 受給が可能な資金、助成金及び研究費について 参照） ※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。<u>ただし、「Ⅲ-1 2. 起業について」の場合を除きます。</u> ※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。（講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。） ※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告（毎年 2 月中旬～3 月中旬）を行う必要があります。 ※ 報酬受給先から年末調整関係書類（扶養控除等申告書等）の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。	していること。 ※②における常勤職に準ずる職とは 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、本会では、週当たりの労働時間が 20 時間以上になる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職と取り扱います。 ※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はありません。 <u>（新規）</u> ※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書＜様式 C5-3＞」の提出は不要です。（Ⅲ-16. 受給が可能な資金、助成金及び研究費について 参照） ※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。 ※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。（講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。） ※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告（毎年 2 月中旬～3 月中旬）を行う必要があります。 ※ 報酬受給先から年末調整関係書類（扶養控除等申告書等）の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。
VII よくある質問	問 1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。 回答 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分（例：報酬の有無にかかわら	問 1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。 回答 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分（例：報酬の有無にかかわら

ず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等）を持つことはできません。ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことを認めています。 ① 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと ② 特別研究員-CPD が日本国内の受入研究機関において、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に応募するための身分（応募資格）を持つこと ③ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと ④ 研究活動を継続するために必要な補填を目的とした渡航先機関等から支払われる資金の受給に伴い身分の取得が必要な場合 ⑤ 特別研究員-CPD の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること なお、法律上の身分（妻、夫、裁判員等）、サービスを受ける上での呼称としての身分（日本内科学会会員等）、生活に関わる身分（PTA 会長、町内会会長等）等は「特別研究員-CPD 以外の身分」には含まれません。「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、本会までお問い合わせください。（「I-3. 特別研究員-CPD の身分」参照）	ず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等）を持つことはできません。ただし、以下の①～④に掲げる例等については、例外として特別研究員-CPD 以外の身分を持つことを認めています。 ① 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと ② 特別研究員-CPD が日本国内の受入研究機関において、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に応募するための身分（応募資格）を持つこと ③ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと ④ 研究活動を継続するために必要な補填を目的とした渡航先機関等から支払われる資金の受給に伴い身分の取得が必要な場合 なお、法律上の身分（妻、夫、裁判員等）、サービスを受ける上での呼称としての身分（日本内科学会会員等）、生活に関わる身分（PTA 会長、町内会会長等）等は「特別研究員-CPD 以外の身分」には含まれません。「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、本会までお問い合わせください。（「I-3. 特別研究員-CPD の身分」参照）
---	--